

## 社会福祉法人大洲市社会福祉協議会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくり、所定の労働時間の削減する措置を実施することにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和9年3月31日までの4年間

2. 内 容

目標1 各部署の職員に対して「子の看護休暇」、「介護休暇」等の円滑な取得を促し、職員の積極的な利用を推進する。

<対策>令和5年4月～

- 職員の具体的なニーズを調査する。
- 全職員に対して「子の看護休暇」、「介護休暇」等の周知を図る。
- 「子の看護休暇」対象男性職員に対して、1年単位で取得実績を確認し、未取得の職員に対して利用を促す。

目標2 超過勤務を縮減し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

<対策>令和5年4月～

- 各部署の業務の見直しを行い、事業所の応援体制の整備を図り、仕事と家庭の両立を推進する。
- 月4回のノー残業デーを徹底し、所定外労働時間を削減し雇用環境の向上を図る。

目標3 年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年9日以上とする。

<対策>令和5年4月～

- 職員の年次有給休暇取得の現状を定期的に把握し、取得が進まない職員に対して取得を促す。
- 計画的な取得に向けて、管理職が参加する幹部会や会議等において、管理職研修を計画期間中に年1回程度行う。